

議案第26号

南あわじ市国民宿舎基金条例を廃止する条例制定について

南あわじ市国民宿舎基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民宿舎基金条例を廃止する条例

南あわじ市国民宿舎基金条例（平成30年南あわじ市条例第8号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の南あわじ市国民宿舎基金条例に規定する基金に属する現金及び有価証券は、この条例の施行の日において一般会計に繰り入れるものとする。

